



広報

おおくわ

2025.

5

● 大桑村の移住定住促進事業 2～3 P

No.607

大桑村の移住定住促進事業

令和6年の全国の出生数が73万人を下回り、想定より15年早いスピードで人口減少が進んでいると最近大きな話題となりました。

全国的に人口減少が止まらない中、大桑村も例外でなく、平成27年に3825人だった人口は、令和6年末で3205人となり、10年余りで600人程（約15%）減少しました。

また、年間出生数も、数年来15人程度で推移してきましたが、昨年度は10人となるなど、人口減少が数字として明確に表れてきています。

人口減少は全国的な問題であり、大桑村一村が対策をして止められるものではありません。しかし、地域コミュニティや文化・伝統、農林業などの担い手不足への対策をしていかなければ地域の衰退を招きます。

村の人口の増加、又は平準化を目指すため、現在村では次のような移住定住施策を行っています。



ようこそ大桑村定住補助金

令和7年度新規事業

ようこそ大桑村定住補助金事業を創設しました！

制度の概要

村外から令和7年4月1日以降に転入する自身も含め45歳以下の世帯員がいる60歳未満の移住者を対象に、定住支援として補助金を交付します。

補助額

単独世帯	30万円
2人以上世帯	50万円

加算要件

- ・18歳になる年度までの子1人につき 10万円加算
- ・大桑村消防団への申請時までの入団1人につき 10万円加算

各種要件

補助金を受ける為には、各要件を満たす必要があります。

▼移住等の要件

- ・村外から移住していること
- ・移住した日から1年経過する日の属する年度末までの

期間に申請されたものであること。

- ・補助金の申請日から5年以上継続して居住する意思を有していること。
- ・地域コミュニティに参加する意志を有していること。

▼就業の要件

- ・週20時間以上の無期雇用契約に基づいて企業等に就業していること。
- ・当該企業に補助金の申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。
- ・転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではないこと。

▼2人以上世帯の要件

- ・移住元において、同一世帯に属していること。
- ・補助金の申請時において同一世帯に属していること。
- ・世帯員のいずれもが令和7年4月1日以降に移住していること。

Uターンの方は注意！

以前大桑村に住んでいた人で、転出後5年以内に再転入した場合、転出の理由が次に当てはまらない人は制度の対象とならないので注意してください。

- 1 新規就業

- 2 子又は本人の進学、就学
- 3 婚姻

申請回数

申請できる回数は成人1回です。

※この補助金における成人は19歳を迎える年度以降の人です。

申請回数は申請者だけでなく、2人以上世帯の対象となつた世帯員全員も1回と数えます。

子ども加算の対象者は数えません。

補助金の返還

補助金受給後、次の要件に該当した場合は全額又は、半額を返還しなくてはなりません。

▼全額返還

- ・偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合

合

- ・補助金の申請日から、大桑村外に転出し、又は補助金の要件を満たす職を辞した日までの期間が3年に満たない場合

▼半額返還

- ・補助金の申請日から、大桑村外に転出し、又は補助金の要件を満たす職を辞した日までの期間が3年以上5年以内である場合

ありがとう大桑村 新社会人応援補助金

令和7年度新規事業

村内の若年就業者を支援するための補助金を創設しました！

制度の概要

最終学歴の在学時に大桑村に住所を有しており、卒業から1年以内に就業を開始した令和7年4月1日以降に新社会人となった者に対し、就業1年後を基準に生活応援として補助金を交付します。

補助額

30万円

加算要件

・大桑村消防団への申請時までの入団1人につき 10万円加算

各種要件

補助金を受けるためには次の要件を満たす必要があります。

住所等の要件

- ・最終学歴の在学時に村内に住所を有していたこと。
- ・補助金の申請が、就業開始後1年が経過した日から、その翌年度末までの期間にされたものであること。
- ・補助金の申請日から5年以

上継続して居住する意思を有していること。

- ・地域コミュニティ活動に積極的に参加する意思を有していること。

就業の要件

- ・週20時間以上の無期雇用契約に基づいて企業等に就業していること。

- ・当該企業等に、交付申請の日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。

その他

申請回数は1人1回です。
よつこそ大桑村定住補助金と同条件で補助金の返還が請求されます。

令和7年4月1日から就業を開始した人は令和8年4月1日から補助金の申請が可能となります。

結婚新生活支援事業

新婚世帯に対して住宅費用など、新婚生活に必要な費用を補助します！

対象者

毎年1月1日から翌3月31日までに婚姻届を提出した新婚世帯のうち、次の条件の全てを満

たす世帯。

- ・婚姻日の年齢が、夫婦ともに39歳以下であること

- ・夫婦の合計所得が500万円未満であること（貸与型の奨学金を返済している場合には、合計所得が500万円を超えていても対象となる場合があります。）

対象経費

申請する年度内に支払った結婚に伴う住居費用のうち、次表に該当するもの。

▼対象経費

住居費	新築や住宅購入、賃貸にかかった費用（礼金等含む）
住宅リフォーム費用	住宅の修繕、増築、設備更新等にかかった費用
引越費用	引越しに伴い、引越業者や運送業者へ支払った費用

注）婚姻日前にかかった費用も対象となる場合があります。

補助額

- ▼夫婦双方が婚姻時に29歳以下の場合…60万円（上限額）
- ▼右記以外の場合…30万円（上限額）

補助金が上限に達しなかった

場合は、翌年度に限り同補助金を上限額まで申請できます。

申請期限

婚姻届を提出した年度の3月31日

その他

申請には支払ったことを証明する書類（領収書等）が必要です。

この他に村では、国、県と協同し、東京圏、愛知県、大阪府から移住してきた新規就業者や創業者に対し、移住支援として補助金を交付するU・J・ターン就業・創業移住支援事業も令和3年度から実施しています。

このように、現在村が実施している事業は誘致事業が中心となっています。今後、誘致事業のさらなる拡充に加え、生活支援、地域定着促進など様々な施策の運用が必要となります。特に地域への定着は地域住民の皆さんの協力が不可欠となりますので、村の移住施策、定住促進への理解をお願いします。

▼各補助金への問い合わせ先
総務課企画財政係
TEL * 55・3080

三 釣竿の寄贈を受けました

3月24日、木曾川漁業協同組合大桑支部から、子ども釣り専用河川で使用してほしいと、釣竿100本を、寄贈していただきました。

ありがとうございました。

令和7年度の子ども釣り専用河川は、4月29日(火)に川開きしました。関西電力株式会社の協力放流30kgを含め、100kgのタナビラを上田沢とサヨリ沢に放流しています。



7月中旬には追加放流も予定しており、9月30日(火)まで楽しむことができます。

寄贈された釣竿は、教育委員会です。

平日、休日問わず貸し出しを行いますので、希望する人は役場窓口に声をかけてください。

▼ 問い合わせ先

教育委員会 生涯学習係
Tel **55・1020

新公民館長就任

大前信雄公民館長の退任に伴い、4月から新たに木下努さんが公民館長に就任しました。



▲ 木下 努さん

● 就任のあいさつ

昨今では、南海トラフ、大規模災害など発生後の対応について、ニュース等で聞く機会が増え、公民館活動の歴史を見ても日頃からの地域コミュニティの場として活動していることが有事の際の地域における力強い存在であると考えます。

何事においても、地域コミュニティである公民館活動が機能発揮するべく皆さんと共に活動していきたいと思っています。どうぞご協力のほどよろしくお願いします。

行政相談員に新井広司さん

総務大臣の委嘱を受け、新井広司さんが行政相談員に再任されました。任期は令和7年4月1日から令和9年3月31日までです。

「行政相談」は行政などへの苦情や意見・要望などを受け付け、公正・中立な立場から、その解決や実現を図るものです。
(無料で相談でき、秘密は固く守られます)



▲ 新井 広司さん

▼ 相談希望・問い合わせ先
総務課 総務係
Tel **55・3080

戸籍にフリガナが記載されます！

令和7年5月26日から、戸籍に氏名のフリガナを記載する制度が始まります。これまでは、氏名のフリガナは記載事項とされておらず、戸籍上公証されていませんでした。戸籍法等関係法令の改正により戸籍の記載事項に氏名のフリガナが追加されることになりました。

令和7年5月26日以降、本籍地の市区町村から戸籍に記載される予定の氏名のフリガナの通知が届きます！

通知が届いたら必ず内容を確認し、誤っていたら**令和8年5月25日**までに届出をしてください。

通知が正しい時は、届出をしなくても通知のとおり戸籍に記載されます。

もう少し詳しく！



①なぜ氏名のフリガナが記載されるの？

今まで、氏名のフリガナは戸籍に記載されておらず、法律上の根拠がありませんでした。

今後、戸籍に氏名のフリガナが記載されることで以下のような効果が期待されます。

- ・行政サービスのデジタル化の促進、本人確認情報としての利用、各種規制の潜脱行為の防止

②届出することができるのは？

氏名のうち、名のフリガナは各人が届け出ることができます。氏のフリガナは原則として戸籍の筆頭者が届出をすることができますが、家族と相談することが望ましいです。

③届出する場合には？

他の行政手続（例：パスポート、年金）等において既に使用している氏名のフリガナを確認しておきましょう。戸籍上の氏名のフリガナと食い違うことがあると、ほかで使用しているフリガナの変更手続が必要となるなど、不都合が生じる可能性があります。

④出生等で新たに戸籍に記載される人のフリガナは？

令和7年5月26日から、「氏名として用いられる文字の読み方として一般に認められているものでなければならぬ」というルールが設けられます。

例えば、(1)漢字の意味や読み方との関連性をおよそ又は全く認めることができない読み方（例：太郎をジョージ）、(2)漢字の持つ意味とは反対の意味による読み方（例：高をヒクシ）などは認められない場合があります。

戸籍の振り仮名制度について、詳しくは法務省HPに掲載しています。



▶ 問い合わせ先 住民課 住民係
TEL *55 - 3080

詐欺にご注意!!

フリガナの届出に、お一人あたり
〇万円振り込んでください

フリガナの届出をしないと、罰金を
払わないといけませんよ!!

え? そうなの?

フリガナの届出に手数料はかかりません!

フリガナの届出をしなくても、罰則はありません!

第37期 大桑村消防団始動

3月30日、大桑村消防団退団任命式が村民体育館で行われ、木下翔太新団長のもと第37期が始動しました。

また、最年長として第一線で活躍された第36期松谷学団長以下14名が退団しました。退団された皆さん、消防団活動にご協力をいただいた職場、家族の皆さんに感謝申し上げます。

新体制となり、大桑村消防団は団員131名で活動を行っています。



▲退団任命式 新入団員 宣誓

今年度は1年を通して、次のような活動を予定しています。

● 通年（毎月第2、第4火曜日）

防火啓蒙広報

● 5月 ラップ市中行進

● 6月 ポンプ操法訓練

● 11月 秋季火災予防運動

● 12月 年末特別警戒

● 1月 出初式

● 3月 春季火災予防運動

活動を継続し、地域の安心・安全を守るためには、性別を問わず多くの人材が必要です。そのため消防団では団員を随時募集しています。入団を希望する人は担当係まで問い合わせてください。

入団資格

村に在住または勤務する18歳～

45歳の人

主な活動

・ 火災発生時の消火活動

・ 発災時に備えた訓練

・ 各種行事への参加、広報活動

▼問い合わせ先

総務課危機管理係

Tel * 55・3080

大桑村消防団役員

団 長 木下 翔太

副 団 長 中村 之彦

副 団 長 鈴木 貴史

本 部 長 金澤 謙吾

第1分団

分 団 長	仲上 勝
副 分 団 長	寺社下敏也
部 長	杉本 智則
指揮水利班長	越坂 徹
副指揮会計班長	寺社下 英
ラ ッ パ 班 長	高田 将史
ポ ン プ 班 長	高樋 勇太
//	瀧 和之
//	野崎 昌伸
//	奥原 有紀
//	永井 一真
//	高樋 恒太
//	野崎 知広

第2分団

分 団 長	寺社下 聖
副 分 団 長	栃羽 慎吾
部 長	貴舟 敏
指揮水利班長	坂家 一平
副指揮会計班長	高樋 友也
ラ ッ パ 班 長	坂家 弘樹
ポ ン プ 班 長	清水 信吾
//	藤懸 達伸
//	原 貴将
//	古谷 祐一
//	棚垣外将也
//	中畑 良猛
//	弓谷 正成

第3分団

分 団 長	中村 尚義
副 分 団 長	住谷 幸憲
部 長	田中 伸弥
指揮水利班長	細田 博昭
副指揮会計班長	中根 達朗
ラ ッ パ 班 長	古根 祐樹
ポ ン プ 班 長	内山 直也
//	鈴木 裕道
//	久保田清貴
//	鈴木 佑輔
//	中幡 大輔

「軽自動車税（種別割）」は 6月2日(月)までに納めましょう



軽自動車税（種別割）

軽自動車税（種別割）は、原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車・自動二輪にかかる村の税金です。

毎年4月1日現在で軽自動車を所有している人へ5月上旬に納税通知書を発送します。納付書払いの人は同封の納付書で納期限までに納めてください。口座振替の人は振替日の前日までに口座残高の確認をお願いします。

※業者などへ廃車や譲渡の手続きを依頼したにもかかわらず、納税通知書が届いた場合は、手続きができていない可能性がありますので確認をしてください。

納付方法

納付書払いの人は、金融機関や大桑村役場のほか、コンビニやスマホ決済アプリでの納付に加えて、地方税お支払いサイトからの電子納付ができます。

地方税お支払いサイトでは次の方法で納付できます。

- ▶ クレジットカード ※振込手数料がかかります。
- ▶ インターネットバンキング
- ▶ 口座振替（ダイレクト方式）
- ▶ Pay-easy（ペイジー）

地方税お支払いサイト ▶



軽自動車税（種別割）の減免申請

身体障がい者、戦傷病者、知的障がい者および精神障がい者の人が所有する軽自動車の税金について減免を受けることができます。

ただし、一定の制限がありますので詳細は問い合わせてください。

▶ 申請に必要なもの

- ① 5月上旬に送付した軽自動車税種別割納税通知書
- ② 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳
- ③ 運転する人の運転免許証
- ④ 軽自動車検査証
- ⑤ 印鑑
- ⑥ 個人番号（マイナンバー）のわかるもの

▶ 申込期限

5月30日(金)まで

※必ず軽自動車税（種別割）の納付前に申請してください。

※期間中に申請がないと減免されません。

▶ 申請・問い合わせ先 住民課 税務係 Tel * * 5 5 - 3 0 8 0

村長コラム 時かぬ種は生えぬ

column

爽やかな季節の到来とともに、農家をはじめ家庭菜園を楽しんでいる方も忙しい時期を迎えたことと思います。

表題は教訓の意味で使われることわざですが、ここでは読んでは字のごとく野菜などの種を蒔いたり、苗を植えて野菜づくりを楽しもうとの意味で、家庭菜園の初心者や未経験の方にお知らせします。

野菜作りは、耕す・種まき・草取り・害虫駆除等など大変な作業が続きますが、収穫した時の喜びはひとしおです。少々形が変でも、虫喰いがあっても、自分で育てた野菜はこの上なく美味しくて、愛おしささえ感じます。

最初はトマトやピーマン、きゅうりなど比較的簡単に育てることが出来る作物から挑戦してみませんか。一家で家族団らん農業や親しい友達との同好会農業・定年農業など様々な形態が考えられますが、まずは楽しむこと

を基本に挑戦してみましよう。

慣れてきて、たくさん収穫できるようになったら学校や保育園の給食に提供したり、道の駅で販売しましょう。

畑が無い方は役場の農林係に相談してください。



村長室に
来てみませんか

村長室で気楽に話をする場「村長と話そう！」6月の日程は次のとおりです。

▼第12回 6月2日(月)
▼第13回 6月16日(月)

参加を希望する人は5月27日(火)までに役場へ連絡してください。話す内容は要望、雑談など自由です。

気軽に申し込んでください。

▼問い合わせ先
総務課 総務係

Tel * 55・3080

電源立地地域対策交付金

電源立地地域対策交付金事業は、発電施設の設置によって生じた自然環境、生活環境への影響を緩和するために、国から当該市町村へ交付されるものです。村内9箇所にある水力発電関連施設及び設備の年間発電電力量に応じて交付金額が算定されます。

大桑村は例年、県内で2番目に多い額の交付を受けており、消防設備の更新や公共施設の整備・維持補修、保育士や小中学校へ勤務する講師の

給与へ充て、住民の福祉向上に資する事業を行うために活用しています。

令和6年度は4934万円が交付され、次の事業を行いました。

●大桑保育園運営事業

保育士の人件費 2250万円

●大桑中学校運営事業

講師の人件費 450万円

●大桑村スポーツ公園整備事業

旧テニスコート観覧席の解体・子ども向け遊具設置

2234万円



▲保育園 クリスマスイベントの様子



▲スポーツ公園に新たに設置された遊具

保健だより

TEL ** 55-4003 (直通)
mail cent@vill.okuwa.lg.jp

松尾 竜太 管理栄養士

大桑村けんこうポイント

令和7年度より大桑村けんこうポイントを始めました。
けんこうポイントは皆さんが村が実施する健康診査や検診、健康づくり事業に参加した際に付与し、貯めたポイント数により特典と交換できます。この機会に積極的に健康づくりに取り組み、けんこうポイントを有効に活用してください。



対象者

村内に住所を有する20歳以上の人

特 典

15ポイント … 健康きっぷ300円分（くわちゃんバス、乗り合いタクシー乗車券）

25ポイント … 大桑村商工会商品券500円分

※ポイントを交換した場合は再度0ポイントからになります。

※特典の有効期限、利用方法等については特典交換時に利用方法をお渡しします。

カード発行・ポイント付与方法

下記の表に記載の村が行う各事業の際にポイントカード（無料）を発行しポイントを付与します。以降各事業に参加した際に提示いただき、事業毎のポイントが付与します。

氏名			おおくわ けんこう ポイント
住所	大桑村		
お問い合わせ 大桑村役場 福祉健康課 TEL**55-4003 健康は、自分のカラダの状態を知ることから。			

1	2	3	4	5	16	17	18	19	20
6	7	8	9	10	21	22	23	24	
11	12	13	14	15	けんこう 特典				

12ポイントで健康きっぷ
25ポイントで共通商品券

▲おおくわけんこうポイントカード 表／裏

◎対象事業（村実施事業）

	内 容	ポイント	担当係
健 診 ・ が ん 検 診 等	肝炎ウイルス検査	2	保 健
	前立腺がん検査	15	保 健
	骨検診／レントゲン検診	2	保 健
	肺がんCT検診／胃がん検診／大腸がん検診 子宮がん検診／乳がん検診	15	保 健
	さわやか人間ドック（35歳～39歳）	20	保 健
	国保人間ドック（40歳～74歳 国保加入者）	20	住 民
	後期高齢者人間ドック（75歳～）	20	住 民
	集団健診・個別健診（国保加入者）・みなし健診	15	住 民
健 康 づ く り	健康教室	2	保 健
	ゴールデンシュエ	2	保 健
	介護予防教室	2	福 祉

はかりの定期検査

問 産業振興課 商工観光係

TEL * 55・3080

長野県計量検定所

検定・検査課

TEL 0263・47・4006

商品の売買や、各種の証明行為に使用する「はかり」は、2年に1回の定期検査を受ける必要があります。

左記の日程で村での定期検査が実施されますので「はかり」を持参し、必ず検査を受けてください。

日時

6月18日(水)
9時30分から11時まで

場所

役場駐車場車庫内

▼検査には手数料が必要となります。

▼「はかり」を持ち込む際は、砂、水分、ほこり等が付着していない状態にしてください。

▼近隣町村でも検査を受けることができます。日程

等は各町村に問い合わせてください。

個別健診が始まります

問 福祉健康課 保健係

TEL * 55・3080

対象者(村内に住所を有する人)

(1)国民健康保険加入者のうち、40歳から74歳の人(年度末時点)

(2)75歳以上になる人

今年度の健診期間

5月7日(水)から令和8年2月28日(土)まで

健診費用

無料(年度内1回のみ、同一年度内の個別健診・集団健診・人間ドックの重複受診は認められません)

対象医療機関

古根医院(村内)

予約方法

▼各種健診等意向調査で【個別健診】を希望した人は既に送付している受診券を使用し、各自で古根医院へ予約を行ってください。

▼個別健診への変更を希望

する人は保健係へ問い合わせてください。

受診時に必要なもの

●受診券 ●保険証

●お薬手帳(無い場合は、不要)

歯科口腔健診を受けましょう

問 福祉健康課 保健係

TEL * 55・4003

村では歯科健診事業を実施しています。

口腔内の健康は身体の健康への第一歩です。固いものが食べにくい、入れ歯が合わない、特に自覚症状はないが口の状態を確認したい人など、ぜひこの機会に健診を受けましょう。

補助対象者

対象者は年度末時点で次の年齢となる人です。

▼国民健康保険以外の保険加入者

▼満35歳、満40歳、満50歳、満60歳、満70歳の人

健診期間

6月1日(日)～令和8年3月31日(火)

健診費用

1年度内につき1回無料 ※健診により治療が必要な場合、その治療費は本人負担となります。

対象医療機関

古谷歯科医院

予約方法

①担当係へ連絡してください。補助対象者であるか等を確認し、受診券を発行します。

②受診券を受け取ったら、直接古谷歯科医院へ予約をし、受診してください。

受診時に必要なもの

●受診券 ●保険証 ●お薬手帳(無い場合は、不要)

国民年金

学生納付特例

問 住民課 住民係

TEL * 55・3080

松本年金事務所

TEL 0263・25・8100

20歳以上の国民には国民年金保険料の納付が義務付けられますが、学生は在学中の保険料の納付が猶予さ

れる『学生納付特例制度』を利用できます。大学、短期大学等に在学するほとんどの学生が対象です。

対象となる条件

本人の前年所得が次の計算式で計算した金額を下回ること。

128万円＋扶養親族等の数×38万円

学生納付特例の承認期間

承認を受けた月から年度末(3月末)まで

※承認を受けた翌年度も在学予定であり、学生納付特例制度を再度利用する場合、4月中に再申請の用紙が年金機構から届きます。

申請を希望する人は、住民係またはお近くの年金事務所に申請してください。詳細は問い合わせてください。



6月の行事予定

1 日
2 月 移動音楽教室（小学校）
3 火 健康教室（野尻地区館）
4 水
5 木 らくらく筋トレ教室（野尻地区館）
6 金 中信大会壮行会（中学校） 押しレコ！（図書館）
7 土
8 日 知的書評合戦ビブリオバトル（図書館）
9 月
10 火 健康教室（野尻地区館）
11 水 ゴールデンシューの日
12 木 らくらく筋トレ教室（野尻地区館）
13 金
14 土
15 日 シェルビービル市訪問団来村（～22日）
16 月 プール開き（小学校）
17 火 健康教室（野尻地区館） まめっこおはなし会（図書館）
18 水
19 木 らくらく筋トレ教室（野尻地区館）
20 金 なんでも相談（須原地区館）
21 土 図書館蔵書点検（～27日まで）
22 日
23 月 交通安全教室（保育園）
24 火 プール開き（保育園） 健康教室（野尻地区館）
25 水
26 木 フレンドリー講座（中学校） らくらく筋トレ教室（野尻地区館）
27 金
28 土 図書館 de シネマ vol.31（図書館）
29 日
30 月

※都合により、変更・中止になる可能性があります。

6月

まなびましょう
 

マスコット：マナビデザイン：石ノ森章太郎
 生涯学習に関する問い合わせ 大桑村公民館 TEL ** 55-1020

教 室	会 場	時 間	開 催 日
英 会 話	①	14：00	4、11、18、25
英 会 話	①	19：30	4、11、18、25
押 し 花 教 室	②	10：00	20
レザークラフト	⑦	9：30	3、17
陶 芸 教 室	④	10：00	27、28
コール・マルベリー	①	19：30	11、18
	②	19：30	4
詩吟岳風会大桑教室	⑥	9：30	4、11、18、25
大 正 琴 糸 瀬 会	③	13：00	10、24
リフレッシュヨーガ	⑦	19：00	4、11、18、25
ヨ ガ	②	14：00	14、28
あゆみ整体教室	⑦	19：00	10、24
フ ラ 教 室 〈 昼 〉	⑤	13：30	2、9、16
フ ラ 教 室 〈 夜 〉	⑤	19：30	6、20
舞DANCE木曾& 日本舞踊はなやぎ	⑤	14：00	7、21
池坊いけばな教室	③	12：30	10、24
笑 い ヨ ガ	②	13：30	26
ヨガ・エクササイズ	③	20：30	4、11、18、25
太極拳サークル 円	③	10：00	14、28
チョークアート	③	10：00	11、25
簡単エアロ・ZUMBA	①	10：00	28

会 場 ①役場、②野尻地区館、③須原地区館、④殿分館、
 ⑤村民体育館、⑥橋場分館、⑦弓矢分館
 ※各教室とも随時参加者を募集しています



4月3日
保育園
入園式



4月11日 セカンドブック贈呈



4月4日
小学校
入学式

4月の できごと



4月4日
中学校
入学式



村の人口

1,452 世帯 (前月比 + 4 世帯)	男 (人)	女 (人)	計 (人)
出生	0	0	0
死亡	3	3	6
転入	7	9	16
転出	4	1	5
総人口 (前月比)	1,555 (± 0)	1,612 (+ 5)	3,167 (+ 5)

(5月1日現在・住民基本台帳登録人数)

6月の緊急当番医

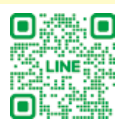
日	緊急医名	電話番号
1 日(日)	大脇医院 (上松町)	52-2023
8 日(日)	奥原医院 (木祖村)	36-2264
15 日(日)	王滝村診療所 (王滝村)	48-2731
22 日(日)	原内科医院 (木曽町福島)	22-2678
29 日(日)	芦沢医院 (上松町)	52-2018

木曽病院 (木曽町福島) TEL 0264-22-2703
 坂下診療所 (中津川市坂下) TEL 0573-75-3118
 中津川市民病院 (中津川市) TEL 0573-66-1251

表紙によせて

4月14日、保育園で花壇整備が行われました。この整備は、弓矢、東、長野中の村内老人クラブの皆さんが子どもとの交流や公共施設等の環境整備活動を目的に実施したものです。保育園の正面玄関周辺の花壇3ヶ所の雑草や蔓などを片付け、新たに植え付けられる様に整備を行いました。

整備後は、年長の園児たちと花の植え付けを行いました。園児たちは、おじいさん、おばあさんに植え方を教わりながら、一生懸命作業に取り組みんでいました。



大桑村公式LINE
友だち追加はこちら



大桑村公式X
(旧 Twitter)



デジタル回覧板

